

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
セネガル	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	224,000千円 2029.12.31まで	2022.6.16 ダカール で (同日)	日本側 伊澤修在 セネガル側 アマドウ・ホクトウ 経済・計画・協力大臣	2022.7.20 264号
セネガル	食糧援助に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	250,000千円 -----	2022.6.16 ダカール で (同日)	日本側 伊澤修在 セネガル側 アマドウ・ホクトウ 経済・計画・協力大臣	2022.9.9 314号
セネガル	国立水産物分析所建設計画のための贈与に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の交換公文	国立水産物分析所建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,542,000千円 2027.11.30まで	2022.12.19 東京で (同日)	日本側 林芳正 セネガル側 ウアリマタ・サール 経済・計画・協力大臣	2023.2.10 84号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。  
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。  
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。  
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。